

令和元年第5回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和元年5月7日 午後2時58分  
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和元年5月7日 午後2時58分  
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和元年5月7日 午後4時 8分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、  
檜木勇、井上ユキエ、八尋洋一、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、  
高田長次、佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第13号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第14号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第8号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第9号 非農地証明願いについて

農政

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○事務局長：皆さん、こんにちは。定刻前ですが、皆様おそろいになっておりますので、定例会を始めさせていただきますと思います。

改めまして、私、農業委員会事務局事務局長をしております、中村と申します。今回が委員の皆様が新しくなったの第1回目の定例会となります。これから3年間、こういう形で毎月定例会を開催することになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長：それでは、出席委員が筑紫野市農業委員会開議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第5回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には1番委員の真鍋様、それから11番委員の熊野様、よろしくお願いいたします。

それでは本日の議事に従い、御審議をお願いいたします。

以前に配付されております議案目録の順序に従って本日の会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告します。報告第13号、議案書のとおり農地の権利移動の届出が2件ありますので、よろしくお願いいたします。事務局のほうからお願いします。

○事務局：失礼いたします。私のほうから説明をさせていただきます。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について説明をさせていただきます。

皆さん、このテキストとかはきょうお持ちでしょうか。前回とかですね、ちょっと資料で勉強させてもらいましたけど、こういうのですね。ちょこちょこ最初だけ使わせていただきたいと思います。説明はいたしますので、ない方はそのまま聞いていただければと思います。

最初の分がですね、テキストでいきますと6ページになって……。

（「農地法」と呼ぶ者あり）

○事務局：テキストの農地法、オレンジのテキストになりますが、これの6ページに、最初の案件の分が若干補足説明が上がっております。

○推進委員：それ、全員に配付してあるんですか。1回目は休んだ。

○推進委員：予備か何か□□委員に持ってきてください。

○事務局：お持ちします。

○事務局：ちょっとお待ちください。今、準備しますので。

○事務局：すいません。準備が足りなくて申しわけないです。

○議長：当分の間、覚えていただくまでの間、この冊子を必ず持ってきていただくと助かります。

○事務局：ほかにない方はいらっしゃいませんか。

○事務局：皆様、大変お待たせいたしました。農地法テキストの6ページでございます。議案書のページとしては1ページ目になります。よろしくお願いいたします。

テキストの6ページのほうにも記載しておりますが、農地法の第3条、内容としては、農地の貸し借りあるいは売り買いをするときは農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるというのが基本でございます。ただしこの6ページの真ん中、中段のあたりに、許可の対象、それと対象でないものがございます。基本的には許可が必要となりますが、対象でない、届け出で済むものがございます。その内容がですね、記載のとおり、相続であったり、法人の合併等々あります。この案件で非常に多いのがやはり相続ということで、今回上がっております議案についても相続に関するものでございます。

それでは、議案書を読み上げて説明にかえさせていただきたいと思っております。

1番目でございます。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地は□□ほか3筆でございます。地積でございます。田んぼ4,088平米。届出の理由については相続。あっせんの希望はございません。

次に2番目でございます。2件目です。届出者、北九州市□□、□□。届出地、□□。地積、田んぼ2,049平米です。届出の理由は相続。あっせんの希望はございません。

2件でございます。以上よろしくお願いいたします。

○議長：事務局より説明がありました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようでございますので、以上で本件に関する報告を終わります。

次にいきます。2ページをあけてください。

農地法第5条第1項7号の規定に基づく同法施行規則第53条第5号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第14号、議案書のとおり届出が1件あります。

事務局、説明をよろしくお願いいたします。

○事務局：この農地法施行規則の中身でございますが、この規則の内容については許可が不要であるという内容になっております。

どんなものがあるかと申し上げますと、農地法テキスト25ページのほうに一部記載がございます。24、25ページです。農地の写真であるとか、許可の方針等がございます。この25ページの真ん中の部分に、許可不要というものがございます。内容については記載のとおりなんですが、国、県、市町村が行う事業であったり、土地収用法に基づく事業等とございます。

今回の届け出につきましては、市道湯町・岩永坂線道路改良事業のためということになっており、地方公共団体が設置する道路・河川のために権利を取得する場合ということで、許可不要に

該当するものでございます。

読み上げますと、届出者が、筑紫野市石崎1丁目1-1、筑紫野市長、藤田陽三。相手方でございますが、筑紫野市□□、□□ほか2名。届出地でございます。□□ほか2筆。地積、田んぼ283.84平米。契約内容でございますが、売買ということでございます。適用条項については、先ほどお話があったように施行規則第53条第5号の規定ということになっております。

説明については以上でございます。

○議長：本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんね。以上で本件に関する報告を終わります。

次に移ります。3ページです。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。報告第15号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：これから説明しますのは第4条の転用に関する案件でございます。テキストで言いますと22ページ以降でございます。22、23ページに農地法第4条、第5条に関する内容がございます。

こちらに記載のとおり、農地の転用、いわゆる農地を農地以外にする場合は、農業委員会の許可、意見を出して都道府県が最終的に許可をするという規定があります。ただし、その22ページの中にもございますとおり、許可が必要なもの、それから届け出で済むものがございます。記載のとおり、市街化区域外については許可が必要になります。もう一つ、市街化区域内が農業委員会の届出書ということになっております。これから説明するのがその市街化区域内ということで、農業委員会の届け出分ということになってまいります。

それでは議案のほうを読み上げさせていただきます。

届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。田、232平米でございます。転用目的でございますが、共同住宅。構造規模、軽量鉄骨造2階建。工期は令和元年6月20日から11月30日までとなっております。開発の許可はございません。受付年月日、平成31年4月12日。

続いて2番目です。届出者、小郡市□□、□□。届出地、□□。地積、田、719平米です。転用目的は共同住宅。構造規模については軽量鉄骨造2階建。期間は令和元年6月1日から11月30日までとなっております。開発許可は不要ということで、受付は平成31年4月23日ということでございます。

説明は以上でございます。

○議長：本件について質疑のある方はお願いいたします。

○委員：よろしいですか。まずこの市街化区域内の範囲に入ってるかどうかはわからないんです

けど、これでは。

○議長：市街化区域内に入ってるかどうか。

○事務局：受理するときにはですね、私ども事務局のほうで、区域を確認した上で受理をしているものでございます。

○委員：わかりました。

○議長：よろしゅうございますか。ほかにもございませんか。

それでは以上で本件に関する報告を終わります。

次にいきます。ページの4から5にわたります。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第16号議案書のとおり農地の転用届が6件あります。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局：これから説明させていただくのは、第5条の転用に関する案件でございます。これについては自分の土地をほかの方に売ったり貸したりして、その土地を住宅あるいは駐車場用地であったり、そういった場合に農業委員会の許可が必要ということになってまいりますが、ただ、先ほど御説明をさせていただいたとおり、第4条の市街化区域内の場合については農業委員会への届出ということになってまいります。今回、これから説明するのは、事前に確認をとらせていただいておりますが、市街化区域内のものでございますので、届出となります。

それでは説明を読み上げて説明させていただきます。

1番目です。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市大字筑紫7-6、株式会社SAKURA代表取締役、日高正人。届出地、筑紫47-5ほか1筆です。地積については田、432平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。規模については木造2階建。期間については令和2年1月10日から令和2年の7月30日までとなっております。受付年月日が平成31年3月29日。

2例目です。譲受人、福岡市□□、株式会社□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田、320平米でございます。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。規模については、木造2階建。工期については、令和元年8月1日から令和2年2月1日となっております。受付年月日は平成31年4月1日です。

3番目でございます。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は畑、237平米でございます。転用目的は自己住宅。契約内容、売買。構造については軽量鉄骨造2階建。工期は令和元年6月28日から令和元年9月30日までとなっております。受付年月日は平成31年4月8日でございます。

4番目でございます。譲受人、福岡市□□、□□。譲渡人、大分市□□、株式会社□□代表取締役、□□。届出地、□□。地積が畑、208平米でございます。転用目的は自己住宅。契約内容、売買。構造については木造合金メッキ鋼板ぶき2階建。工期は令和元年5月1日から令和元年8

月31日までとなっております。受付は平成31年4月15日でございます。

続いて5ページに入ります。

番号5番。譲受人、太宰府市□□、社会福祉法人□□理事長、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか1筆でございます。地積は田、762平米。転用目的、駐車場。契約内容、売買。構造については砂利敷となっております。工期については令和元年6月1日から令和元年6月30日まで。受付年月日は、平成31年4月22日となっております。

最後に6番目でございます。譲受人、横浜市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、春日市□□、□□。届出地、□□ほか3筆でございます。地積は田んぼということで、820平米。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造については木造2階建。工期については令和元年5月31日から令和元年9月30日。受付年月日は平成31年4月23日となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございます。ちょっと先に、3番目の方ですね、譲受人、ここはほか1名がついてるんですね。

○事務局：ですね。漏れておりますね。済みません。

○事務局：それと補足をさせていただきます。届出地の表示の地積の欄に田、畑、仮換地と入っておるものが1番、4番、5番でございます。この仮換地というものは、土地区画整理事業を今施行しているところで、土地の区画形状を変えて、新たに土地をつくっているものでございます。そういった関係で、もともとの地積から少し変わって、新しく土地形状が変わって面積が変わっているものについて、今現在施行中でございますので、まだ登記が済んでいないというところがございます。

それと、6件とも開発許可の要否については不要でございます。

以上です。

○委員：仮換地はまだ決まってないからということで、合計がくるんですか。仮換地と一緒に…

…。

○事務局：あくまでもですね、まず1番の例で説明させていただきますと、432平米というのがもともとの地積でございます。これを全部権利変換したのものとして新たに地番ができて、面積は今度119.36平米になります。

○委員：ああ、そういうことですか。

○事務局：そうです。合計はもともとの地積そのままでございますので、合計面積はもとの地積が記載されているということでございます。

○委員：減歩されるでしょう。仮換地って、区画整理でチャラにしますが、新しく仮換地で面積が減って仮換地するんですよ。

○委員：いやいや、それはわかるんです。ただこれは合計が下にきてるから。

○委員：ああ、下にね。

○事務局：合計面積はあくまでも転用する農地の面積そのままですね、登記面積がそのままきま  
す。

○議長：ほかにございませんかね。質疑は今、出していただきました分もありましたが、ほかに  
ございませんか。

(なし)

○議長：それでは以上で本件に関する報告を終わります。

6 ページを開いてください。議案第 8 号農地法第 5 条の規定による農地の転用許可申請に関す  
る件を議題といたします。3 件あります。

今回につきましては、実は 1 番から 3 番まであるんですが、初めてということでございまして、  
事務局のほうから説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、1 番から順次よろしく願いします。

○事務局：失礼いたします。

これから説明させていただくのは市街化区域外ということになりますので、県知事の許可が必  
要となるものでございます。本日は、会長、副会長と現地のほうを確認してまいった箇所でござ  
いいますが、恐れ入ります、テキストの 24、25 ページにある一定の流れがございまして、これを  
もとにいきたいと思います。写真がついているところですね。農地の状況の写真があるところで  
ございます。

こちらのテキストにもございましており、農地の許可の要件というのは、立地条件、そして一  
般条件というものがございまして。それについては農地の状況ということで、農地の区分により生  
産性の高い農地であったり、市街化に近い農地であったりというところで、許可の立地条件等の  
要件が変わってまいります。イメージについては 24 ページの写真がこのような区分になるという  
ことを見ていただければと。5 種類の農地区分に分けられます。イメージを持っていれば  
と思います。

それでは 1 番目について説明をさせていただきます。よろしく願いします。

1 番目の位置図については次の 7 ページのほうにつけております。1 番目の位置図については  
7 ページでございまして。

申請地は□□線沿い、□□の□□付近の南側付近になります。これについては農地区分が第二  
種農地ということで、簡単に言いますと市街化が見込まれる区域、写真で言いますと下から 2 番  
目ぐらいの農地区分ということになってまいります。第二種農地でございまして。

それでは議案のほうを読み上げさせていただきます。



まず1番目です。譲受人、大野城市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□。地積、田、143平米でございます。転用目的については貸資材置場ということでございます。契約内容、売買。構造規模については盛土、整地ということで、工期については令和元年6月1日から令和元年7月1日までとなっております。農地区分については先ほど申し上げましたとおり、第二種農地ということで、整備にかかる資金については、100%自己資金で行う事業というものでございます。開発許可、不要。それから用排水処理は承諾書添付というものでございます。先ほど説明させていただいたものでございますが、第二種農地ということで許可の要件です。まず立地条件になりますけれども、第二種農地の場合は周辺のほかの土地、代替地といいますが、そこでこの申請に係る事業目的を達成することができないことが立地条件となっております。確認をしましたところ代替地はございませんでしたので、立地条件については該当しています。

次に、テキストの25ページの真ん中付近になりますが、一般基準というものがございます。転用の確実性であったりいろいろございますけれども、まず、確実性、資金についてでございますが、それで整備をされるということでございまして、確認につきましては金融機関の残高証明等で確認をさせていただいております。周辺農地への影響等につきましては、水利組合長の承諾書をいただいております、その中には工事に際しての条件等はございませんでした。今回の申請の理由といたしましては、現在、譲受人が所有しております土地が今回申請の北側にございまして、これを現在、□□の資材置き場として貸しています。現在の資材置き場ではちょっと手狭になったということで今回の申請地を購入しまして、改めて□□という会社のほうに貸したいという申請でございました。

説明については以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長：今、1番の説明をいただきましたが、左側の1という数字の一番下の欄に、地区担当委員というのがございます。申請が一応、市のほうとも打ち合わせはある程度された中で、農業委員さんの印鑑を押していただくという話が前回あったと思います。そのためには、農業委員さんと推進委員さんが一緒になって現地を確認していただきたい。そして事情も聞いていただきたい。そして、聞かれた内容で不明な点は確実に理解された上で、この農業委員会の定例会の中で御報告をいただくということになりますので、よろしく願いいたします。それから、採決につきましては、御存じとは思いますが、農業委員でもって採決をいたしますのでよろしく願いいたします。

それでは1番の項の件で御質疑等ありましたら、よろしく願いいたします。

今回は先ほど申しましたようなことでさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員：ちょっとすみません。これを図面で見ますと隣地の畑のマークがあるんですけども、隣

地の承諾というのは別にとる必要はないんですか。

○事務局：隣地承諾は必要ございません。水利関係については承諾書を添付していただいています。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それではこれより採決をいたします。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

失礼いたしました。農業委員さんだけで結構でございます。

(賛成者挙手)

○議長：全員賛成で可決することに決しました。よろしくお祈いします。

それでは2番をお願いいたします。

○事務局：2番目でございますが、位置図につきましては次の8ページが2番目の案件でございます。

申請地は□□の□□の南側付近に位置しております。ここの農地区分については第三種農地というものになります。テキストの写真のとおり、市街地に存在する区域内の農地という一番下の写真のイメージになろうかと思えます。この立地条件については原則許可となっております。それでは議案のほうを読み上げさせていただきます。

2番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□ほか1筆。地積、畑、487平米でございます。転用目的は自己住宅。契約内容、贈与。規模については木造平屋建でございます。工期については令和元年6月20日から令和2年2月29日までとなっております。農地区分は先ほど申し上げた第三種農地でございます。資金については借入100%での事業ということで、建蔽率36.39%。県開発許可に該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域としては市街化調整区域でございます。立地基準につきましては、先ほど申し上げたとおり原則許可というものでございまして、一般基準、いわゆる転用の確実性というものがございまして、資金については100%借り入れの予定で、確認につきましては金融機関の融資証明のほうで確認をとらせていただいております。ほかに水利組合の同意もとっております。水利組合の承諾書に関しましては工事に関して条件等はございませんでした。今回の申請理由でございますが、現在こちらの□□様のほうがですね、4人家族、分家住宅というところでございます。親の介護の関係もあって、住宅を建築したいというものでございました。

説明については以上でございます。

○議長：ありがとうございました。第2番目の項の本件に対する質疑、意見がある方はよろしく

お願いします。

○推進委員：よろしいですか。第三種で県の開発許可ってどういう理由になるんですか。ここに県の開発と書いてありますが。

○事務局：こちらは分家住宅を建てるものでございます。分家住宅で県の許可が必要ということでございます。

○推進委員：わかりました。

○議長：よろしいですかね。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それではこれより採決をいたします。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：全員賛同ということで、御異議なしと認めまして、よって本案を議案のとおり可決することにいたします。

それでは第3項目をよろしくお願いします。

○事務局：失礼いたします。

3番目でございます。位置図につきましては次の9ページのほうになります。申請地でございますけれども、9ページの位置図のとおり、筑紫野市□□のですね、□□沿いに位置しているということで、農地区分につきましては先ほどと同じ第三種農地でございます。ということで、立地基準につきましては原則許可ということになります。

議案のほうを読み上げさせていただきます。

3番目でございます。譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地でございます。□□。地積、畑、165平米でございます。転用目的については資材置場。契約内容は賃貸借。構造につきましては盛土整地。工期については令和元年6月1日から令和元年7月31日までとなっております。農地区分は第三種。資金の内訳でございますが、自己資金ということで100%での事業になります。開発許可は不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域については市街化調整区域となっております。

立地基準につきましては原則許可となっておりますので一般基準になりますが、確実性ということになれば、先ほど申し上げましたとおり自己資金100%ということで、金融機関の残高証明にて確認をさせていただいております。周辺農地への影響ということで、水利組合等も承諾がございます。内容については、工事に際しての条件等は承諾書の中にはございませんでした。今回の申請の理由といたしましては、今回申請が出ている隣地、もともとあるところを資材置き場と

して借りているということでしたが、手狭になったということで、今回の申請地をまた借りて、既存の資材置き場と一体で利用したいということでの申請でございます。

説明については以上でございます。

○議長：ありがとうございます。では本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○議長：それではこれより採決に移ります。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：全員、御異議なしと認めます。よって本案は議案のとおり可決することに決しました。

では、次に参ります。10ページをあけてください。

議案第9号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番については、本来、地区担当委員さんをお願いをするところでございますが、今回につきましては事務局のほうから説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○事務局：議案書のほうは10ページと、位置図が11ページになります。申請人につきましては筑紫野市□□、□□さんの件でございます。申請地については、筑紫野市□□。田んぼが68平米、それから、ほか1筆が筑紫199-1の畑85平米ということで、2筆ございます。

地図の11ページのとおり、2カ所とも筑紫野市□□の□□線沿いに位置している農地ということで、議案書に書いてありますとおり、昭和50年より耕作放棄地となっているということでの証明願でございました。

本日、会長、それと副会長と一緒に現地のほうを調査に行かせていただきまして、現況としましては、竹やぶ、あるいは草木が伸びておりまして、農地としての形態は呈していない、農地として復旧しがたい状況でした。

状況については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

○委員：竹やぶになってるんですか。

○議長：はい。

○委員：そしたら、地目変更をしないと。

○事務局：はい。そのために今回、農地にないので非農地証明願が出ています。きょうは委員会のほうで採決を受けられた後に、受理証をもって地目変更を行われるところでございます。

○委員：わかりました。

○委員：皆さん御存じだと思いますけど、税務当局として、国税は荒廃した農地は農地扱いしないといった取り扱いもやっております、市町村のほうも耕作していない農地はどんどん固定資産が上がると思います。そういったPRも一応、お願いをしないといけないなと思ってるんですけども、これは数年前に決まりましたもんね。

○事務局：農地パトロールとはちょっと違って、今回はあくまでも本人さんからの状況ですね。今現在、時期的に言うと40年以上やってなくて、雑木、竹が繁茂してるという状況でございます。

○委員：こちらの地権者の方はこの申請人の方と同一ですよ。

○事務局：そうですね。申請人が、今、農地になってないから非農地扱いにしてほしいということで申請されているものでございます。

○議長：本人申請ですね。

○委員：ということは、山林扱いにしてくれということをお訴えてあるんですね。

○議長：いや、何にされるかは本人さんの……。

○事務局：わからない。

○議長：雑種地かもしれませんし、わかりません。

ほかに質疑等はございませんか。

(なし)

○議長：それではこれより採決をいたします。

本案を議案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは次に移ります。

今の地図の後ですね。農政議案第8号、農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者は説明をお願いいたします。

○農政担当：説明させていただきます。

まず最初に、農業経営基盤強化促進法という法律名が出てきていますので、簡単に概要を説明させていただければと思います。青色の冊子のテキスト資料③と書いた、一番最後のほうにあるものをお開きください。その2ページをお開きください。大丈夫ですか。

○議長：3冊ある冊子の一番下のやつの2ページです。農地関連法制度。

○農政担当：農業経営基盤強化促進法の概要について簡単に説明させていただきます。

この法律については、①、②と、上のほうにあると思うんですけども、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積であるとか、農業者の経営管理の合理化、そのほか農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の経営の

発展に寄与することを目的とした法律でございます。

具体的な事業制度については、その下に①、②がまたあると思うんですが、そちらに掲げております。①が認定農業者に関する制度であったりとか、②に四つから五つぐらい掲げてあると思うんですが、その一番最初に、農地の利用集積を促進するための利用権設定等促進事業というところがあって、今回の議案につきましては、この事業に基づくものでございます。

概要については以上になります。

議案書の説明に移らせていただきます。議案書の農政議案の1ページ目をごらんください。

皆さんにとっては利用権設定というところでなじみ深いのではないかなと思いますが、利用権、農地に関する権利の設定を農地利用集積計画とに位置づけることで、農地の権利設定に関する効力が発生するような形態となっております。この農地利用集積計画は農業委員会が決定することとなっているところでございます。

議案について、読み上げて説明をさせていただきます。

番号31-05-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、342平米。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。期間につきましては令和元年6月11日から令和4年6月10日の3年間となっております。

件数が多いでございますので、内容につきましてはお読み取りいただければと思います。

最後に10ページをごらんください。一番最後に総括のほうが載っております。件数につきましては、更新が18件、新規が33件、件数51件、筆数118筆、面積209,357平米の利用権の設定となっております。

説明は以上になります。審議のほど、よろしく願いいたします。

○事務局：補足でございます。

利用権、皆さん御存じのところだと思いますけど、貸し借りをするには、以前であれば農地法の3条しかございませんでした。農地法の3条に伴う貸し借りをした場合、自動更新という制度がございまして、一度貸したら返ってこないおそれがあって、貸したいけど貸しにくいということがございました。そこで新たな法律をつくってですね、期間を定めて自動更新しない、更新する場合は改めてこういうふうに農業委員会でその都度手続をとると。筑紫野市であれば、3年、6年、10年という期間で定めております。貸付については使用貸借、土地を使わせていただく権利であったり、賃貸借ですね、ある程度の賃料を払って借りるなどの制度でございます。こういった案件が定期的に出てきてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長：それでは本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

○委員：3年、6年、10年ですか。

○農政担当：期間がですね。相手方の事情もございまして、原則は3年、6年、10年からお選

びしていただく場合がほとんどでございますけども、5年でということであれば5年も認めております。

○推進委員：1年というのはどうですか。

○農政担当：1年も大丈夫です。

○推進委員：□□やは1年だったでしょう。

○農政担当：あくまでも3年、6年、10年は原則でございます。

○委員：基本でしょう。

○農政担当：はい。

○委員：国がやってる、県がやってる農地バンクとはちょっと違って、市町村版でしょう。

○農政担当：いや、もともとあったもので、農地バンクもこういう制度を使いながらやっております。中間管理機構という農業推進機構を使うのが農地バンクです。

○議長：質疑、御意見ございませんか。

(なし)

○議長：それではお諮りします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって本件のとおり決定することに決めます。

それではただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第5回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。